国立研究開発法人建築研究所		国立研究開発法人建築研究所法（平成十一年法律第二百六号）第十三条第三項	共通政令第二十二条第二項において読み替えて準用する同条第一項
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所		国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法（平成十一年法律第二百八号）第十二条第三項	共通政令第二十二条第二項において読み替えて準用する同条第一項
国立研究開発法人国立環境研究所		国立研究開発法人国立環境研究所法（平成十一年法律第二百十六号）第十二条第三項	共通政令第二十二条第二項において読み替えて準用する同条第一項
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構		国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）第十九条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法施行令（平成十五年政令第三百四十四号）第八条第一項本文
国立研究開発法人科学技術振興機構	国立研究開発法人理化学研究所法（平成十四年法律第百六十号）第十八条第二項	国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）第二十条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）	国立研究開発法人科学技術振興機構法施行令（平成十五年政令第四百三十九号）第十条第一項本文
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構		国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）第二十三条第二項	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法施行令（平成十五年政令第三百六十八号）第七条第一項本文
国立研究開発法人海洋研究開発機構		国立研究開発法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）第十八条第三項	共通政令第二十二条第二項において読み替えて準用する同条第一項本文
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所		国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）第十八条第二項において準用する第十二条第六項（附則第九条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令（平成十六年政令第二百五十六号）第二条第一項本文（附則第十二条において読み替えて準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）第二十四条	高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第二十三条	共通政令第二十二条第二項において読み替えて準用する同条第一項
国立研究開発法人国立がん研究センター			
国立研究開発法人国立循環器病研究センター			
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター			
国立研究開発法人国立国際医療研究センター			
国立研究開発法人国立成育医療研究センター			
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター			
国立研究開発法人日本医療研究開発機構	国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十七条第三項	同法第二十一条第二項	共通政令第二十二条第二項において読み替えて準用する同条第一項本文
独立行政法人国立公文書館	国立公文書館法（平成十一年法律第七十九号）第十二条第三項		
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成十一年法律第百八十三号）第十一条第三項		
独立行政法人製品評価技術基盤機構	独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成十一年法律第二百四号）第十二条第三項		
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法（平成十一年法律第二百十七号）第十一条第三項		
独立行政法人造幣局	同法第十五条第一項		
	独立行政法人造幣局法（平成十四年法律第四十七号）第十七条		独立行政法人造幣局法施行令（平成十四年政令第三百八十号）第一条